

宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務 企画提案協議実施要領

1 業務の目的

協賛店舗や施設を募集し、妊娠中と高校生以下の子どもがいる子育て家庭に対し、割引等のサービスを提供する「子育て応援カード」事業の利便性を向上するために、カードのデジタル化等に対応するウェブサイトを構築する。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 委託業務の内容

宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイトの構築及び保守管理

詳細は、別紙「宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務委託仕様書」のとおり

4 委託経費

4,050千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 仕様書等の配付場所及び配付期間

(1) 配付資料

- ①仕様書 ②「宮崎県サーバ統合基盤提供業務」サービス仕様書 ③審査基準書
- ④本実施要領（応募様式等含む）

(2) 配付場所

本要領16の場所

(3) 配付期間

平成30年4月13日（金）から平成30年5月21日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（トップページ＞県政情報＞入札・調達・売却＞委託業務）からダウンロードができる。【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領16にある担当課まで問い合わせること。

6 参加資格

- (1) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込の者で、業種がサービス（電算業務）に関する業種の者であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(5) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

(8) 平成25年度以降、同等のシステムを開発し、地方公共団体において導入された実績を有する者であること。

(9) 昭和46年宮崎県告示第93号に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、下記に申請を行うこと。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）

電話：0985（26）7208

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 平成30年4月13日（金） |
| (2) 説明会参加申込期限 | 平成30年4月19日（木） |
| (3) 説明会 | 平成30年4月20日（金） |
| (4) 企画提案参加申込期限 | 平成30年5月7日（月） |
| (5) 質問書受付期限 | 平成30年5月15日（火） |
| (6) 企画書等提出期限 | 平成30年5月21日（月） |
| (7) 第一次審査結果通知 | 平成30年5月24日（木） |
| (8) プレゼンテーション | 平成30年5月28日（月） |
| (9) 第二次審査結果通知 | 平成30年5月30日（水） |

8 説明会の実施

(1) 期日

平成30年4月20日（金）14時から15時まで

(2) 場所

参加申込のあった者に別途通知する。

(3) 参加資格

本要領中「6 参加資格」を満たす法人及び団体に所属する者。

(4) 参加申込

説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、本要領中「16 問い合わせ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールにより申込を行うものとする。

(5) 申込締切

平成30年4月19日(木)17時までに申し込むこと。

(6) 留意事項

- ① 参加人数は各法人及び団体3名までとする。
- ② 説明会に参加しない場合でも、企画提案競技への参加は可能である。

9 参加申込の方法

(1) 参加申込書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書(様式第2号)及び代理人を選定した場合は委任状(様式第3号)を平成30年5月7日(月)17時まで(必着)に本要領中「16 問い合わせ及び書類提出先」宛に郵送又は持参により提出すること。

(2) 参加辞退

参加申込書の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を平成30年5月21日(月)「企画提案書等提出期限」と同じ)までに郵送又は持参により提出すること。ただし、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、辞退したことにより、今後の各種調達において不利になることはない。

10 企画提案競技の方法

(1) 提出資料 ※各社の提案は1社1案のみとする。

① 企画提案書(A4判で20ページ程度、正本1部、副本4部提出)

ア 審査基準書の項目に従い、分かりやすい表現で具体的に記述すること。

(メニュー画面、一覧画面、詳細画面等のデザインを含む。)

イ 委託仕様書に記載されていない独自の提案については、そのことが分かるようにタイトル等を工夫すること。

② 見積書(1部提出)

以下の内容を記載したものをそれぞれ1部提出すること。

ア 宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイトの構築に係る経費(運用開始後から平成31年3月までの保守管理経費を含む)

イ 平成31年4月以降の保守管理の年間経費。ただし、年額208,000円(消費税込)以下とすること。

※ いずれも必要経費の積算内訳がわかるものとすること。

なお、次の点に留意すること。

- ・ 今回の企画提案競技で選定された最優秀提案者と来年度以降の契約を締結することを確定するものではないこと。
- ・ 来年度以降の保守管理契約を締結する場合、契約内容及び契約金額については、協議の上、変更する可能性があること。

③ その他の書類

次のア～エの書類をそれぞれ1部提出すること。

ア 受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数が分かるようにすること。

イ 業務スケジュール

想定している業務スケジュールを分かりやすく示すこと。

ウ 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間、受託金額を明記すること。

エ その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、5部提出すること。）

④ 県税（個人県民税及び地方消費税は除く。）に未納がないことの証明書

(2) 提出方法

平成30年5月21日（月）17時まで（必着）

※本要領中「16 問い合わせ及び書類提出先」に郵送又は持参で提出すること。

（提出された企画提案書等は、提出後内容を変更できません。）

11 企画提案競技に係る質問

本企画提案協議について質問がある場合は、「宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイトシステム構築及び保守管理業務委託企画提案競技質問票（様式第5号）」を平成30年5月15日（火）17時までに本要領中「16 問い合わせ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として3日以内（県の閉庁日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールで送付することがある。

12 審査及び委託先の決定方法

提出された企画提案について、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）を次のとおり行い、最も優れた提案を選定する。ただし、提案者が少数である場合には、第一次審査を実施せず、第二次審査のみ実施する場合がある。

(1) 審査

① 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

② 審査手順

ア 第一次審査

提出された企画書及び見積書を審査し、優良提案を3件程度選定する。

イ 第二次審査

第一次審査で選定された優良提案者を対象として、プレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

※ 第二次審査は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分（予定）とする。

※ プレゼンテーションの日程については、平成30年5月28日（月）を予定しているが、場所や時間帯を含め、優良提案者には改めて連絡するものとする。

③ 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

(3) 契約の締結等

上記(1)②の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者(以下「候補者」という。)として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

(4) 委託契約書案

本業務の委託契約書の案は、別添のとおり。

13 提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

第一次審査は行わず、プレゼンテーションを実施する。審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

(2) 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

14 著作権

成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

15 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、著作権法等の法令を遵守すること。

(2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加するものの負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で企画提案競技以外の目的に使用しない。

(5) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(6) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「6 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

(8) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求めることがある。

(9) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

16 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課子育て支援担当

TEL : 0985 (26) 7056 / FAX : 0985 (26) 3416

E-mail : kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務
企画提案競技説明会参加申込書

平成 年 月 日

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課子育て支援担当 宛

FAX 0985(26)3416

E-mail kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

下記のとおり、説明会への参加を申し込みます。

記

参 加 団 体	団体の名称	
	担当者(部署名)	
	電話番号	
	参加者所属・氏名 (1団体3名まで)	

説明会時に、確認したいこと・質問等があれば、記入すること。

※参加を希望する場合は、説明会申込書に必要事項を記入の上、平成30年 4月19日(木)
17時までにFAX又は電子メールで送付すること。

平成 年 月 日

参加申込書

宮崎県知事 殿

応募者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

「宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務企画提案競技」
に参加したいので、下記のとおり申請します。

また、実施要領に規定する資格要件に該当することを誓約します。

記

1 会社名

2 所在地

3 代表連絡先

- ・電話番号
- ・FAX番号

4 担当者

- ・部署名
- ・職・氏名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス

5 添付書類

- ①委任状（※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要）
- ②会社案内書、概要書等

平成 年 月 日

委任状

宮崎県知事 殿

応募者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

私は都合により

受任者 事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

を代理人と定め、宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課が行う「宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務企画提案競技」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 参加申込について
- 2 企画提案及び見積、その他応募に必要な事項について
- 3 契約の締結について
- 4 契約代金の請求及び受領について

(様式第4号)

平成 年 月 日

辞 退 届

宮崎県知事 殿

応募者

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

Ⓔ

「宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務企画提案競技」
に参加申込しましたが、都合により辞退します。

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課子育て支援担当 宛

F A X : 0 9 8 5 (2 6) 3 4 1 6

E-mail : kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県「子育て応援カード」新ウェブサイト構築及び保守管理業務
企画提案競技

質問票

質問概要		
内 容		
質問者	法人（団体）名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。